

2003年10月30日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

社団法人日本演劇興行協会
事務局長 市川錦次郎

「コンテンツ専門調査会に関する意見募集」

子役の出演時間の延長について

2001年の文化芸術振興基本法の成立、それに続く基本方針の策定において、文化芸術の振興に国が必要な措置をとることが謳われ、また、知的財産推進計画において、文化芸術は産業としても成長が期待されております。しかし、まだ現状では調査会委員の発言にもありましたように、これらの動きに対して一般の認知度は低く、そのためその具体的な施策となると既存の制度の壁が立ちはだかっている状況です。子役の問題もそうした状況を示す象徴的な例ではないでしょうか。

文化芸術振興基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利」だという、日本の文化の歴史の中でも画期的ともいえる理念が標榜されています。青少年の文化芸術活動の充実、国民の鑑賞等の機会の充実も明記されております。子役の出演時間の延長も、子役の労働時間の延長ではなく、文化への参加、享受の面からこれに沿うものとして、私どもは要望を続けているのです。しかし、労働基準法改正の議論となると、芸能実演家が本来持つ主体的な芸術家としての側面と、雇用される労働者としての側面のうち、後者のみに焦点があてられ、使用者とその使用者に労働を提供する労働者としての関係しか、浮き彫りされていません。

芸能実演家については、芸術家、労働者双方の面を考慮された、長期的には新たな法律が整備されるべきであろうと考えております。しかし、早急の課題として、子役といえども文化の創造者、表現者として舞台に参加する権利を、現行法の改正において、まず認めていくことが文化芸術振興基本法に沿った施策であり、必要なことであると思われます。

英米では表現者として、子供も大人も平等で競いあうという精神があります。その証左として、ブロードウェイのトニー賞の歴史において、ミュージカル「アニー」の初演時には、アニー役の子役が主演女優賞にノミネートされ、「サウンド・オブ・ミュージック」では、子役全員が助演女優賞にノミネートされている事実が挙げられます。子役も大人も、表現者として対等で、差別のない開演時間で公演が行われているのです。子供を一人前に扱う進んだ精神がそこにあり、こうした平等と競争の結果として、数々の優れた作品(コンテンツ)を生み出しています。日本でも文化芸術を取り巻く考え方を変えていくことが必要で、そのためにはまず、子役の側の文化参加の権利を保証することがその第一歩となるでしょう。

子役の就業時間の延長については、午後9時までと延長の方向が示されました。これ

を受けて私どもは、厚生労働大臣宛に要望書を提出し、その中で、第1回の調査会配布資料にもありますように、午後9時では問題解決には不十分であり、午後9時までという決定は経過措置とし、その実施についてはできるだけ早くしていただくことを強く要望しております。そして最終的には午後10時までの延長を望むことを表明しております。ただし、子役の健康への配慮規定も同時に十分考慮されるべきことは、私どもも同様の考え方とするところであります。イギリスの制度のように、リハーサルの時間、休憩時間、週間出演回数の制限、年齢別の違いなどが十分に配慮されたものであるべきでしょう。それは午後9時までに延長した経過措置の期間に、十分な検討、調査の上定めるべきことと考えます。

舞台における表現活動に意欲を持たない子役が強制的に「使用」されないために、労働基準法はこれまで大きな役割を果たしてきました。しかし、文化芸術への国としての施策転換が図られたこの機会に、舞台での表現活動に意欲を持って参加する子役が、十分にその才能を発揮できるような、あるいはそれを応援するような環境の整備の一環として、文化芸術振興基本法の精神が、労働基準法にも取り入れられ、午後10時まで子役が出演可能になることを切に願っております。それは、コンテンツ振興の大きな象徴的前進となりうるのではないかでしょうか。

以上